

宮津市公報

平成20年5月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

条 例

- 19 宮津市市税条例の一部を改正する条例 1
20 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 14

規 則

- 13 宮津市職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 14
14 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則 15

告 示

- 42 宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託 16
43 天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託 16
44 宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び
収納の事務委託 16
45 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託 17
46 宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託 18
47 し尿くみ取り券並びに大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収
及び収納の事務委託 18
48 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託 19
49 宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務委託 19
50 宮津市営天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託 19
51 宮津市営宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託 19
52 地縁による団体の認可 20
53 地縁による団体の認可 20
54 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 21
55 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び当該出納員の当該委任事務の分
任出納員への一部委任に対する変更 22
56 固定資産の価格等の登録 22
57 宮津市公印の電子印の作成 23
58 平成19年度補正予算の要領 23
59 平成20年度予算の要領 23
60 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更届 32
61 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更届 33
62 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更届 33
63 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更届 33
64 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 33
65 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 34
66 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更届 34
67 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更届 35
68 宮津市森林整備計画の変更の縦覧 35
69 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 35
70 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 35
71 宮津市公印の改刻 35
72 宮津会館の利用料金の承認 36

公 告

22 都市公園の供用の開始に係る図書の縦覧 37
 23 消防訓練におけるサイレンの吹鳴 37
 24 農用地利用集積計画の縦覧 37

水 道 事 業

《告 示》

3 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託 37
 4 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託 37
 5 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託 38
 6 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託 38
 7 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託 38
 8 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託 38
 9 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託 38
 10 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託 39
 11 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託 39
 12 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託 39
 13 宮津市指定給水装置工事事業者の指定 39
 14 宮津市指定給水装置工事事業者の指定 39
 15 宮津市指定給水装置工事事業者の指定 40
 16 宮津市指定給水装置工事事業者の指定 40

教 育 委 員 会

《規 則》

2 宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則 40
 3 宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 40

《告 示》

5 宮津市教育委員会定例会の招集 41
 6 みやづ歴史の館文化ホールの利用料金の承認 41

《訓 令》

2 教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する規程 42

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

8 公職選挙法に基づいて行う公職の選挙における投票区 42

農 業 委 員 会

《告 示》

4 宮津市農業委員会総会の招集 43

条 例

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年4月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第19号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第18条中「この条において同じ。」の次に「、第50条の4第1項（第50条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第1号中「第48条の5」の次に「、第50条の4第1項」を加える。

第24条第1項第4号中「及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第3項に規定するものを除く。第32条第2項及び第47条第1項において同じ。）」を削り、同条第3項中「廃止したものを含む。」の次に「第32条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。」を加え、「この節中法人」を「この節の規定中法人の市民税」に改める。

第32条第2項中「法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節において同じ。）」を「法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 6万円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 14万4,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 15万6,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 18万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 19万2,000円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 48万円

(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 49万2,000円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 210万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 360万円

第32条第3項中「若しくは第4号」を削る。

第32条の2第1号を次のように改める。

(1) 公益社団法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第1号の公益社団法人をいう。以下同じ。)及び公益財団法人(同条第2号の公益財団法人をいう。以下同じ。)

第32条の2第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第5号を削る。

第34条第3項及び第5項中「第35条の7」を「第35条の8」に改める。

第35条の2中「、寄附金控除額」を削る。

第35条の7第1項中「前2条」を「前3条」に改め、同条第3項中「第37条の3」を「第37条の4」に改め、同条を第35条の8とする。

第35条の6中「外国の所得税等」を「法第314条の8に規定する外国の所得税等」に、「第314条の7」を「第314条の8」に、「前条」を「前2条」に改め、同条を第35条の7とし、第35条の5の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除)

第35条の6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を府内に有するものに限る。)又は日本赤十字社に対する寄附金(府内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

(1) 当該納税義務者が第35条の3第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであって、当該納税義務者が

第35条の3第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

- (3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第37条の2第1項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「若しくは第35条の6の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同条第4項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「又は寄附金税額控除額の控除」を加え、同条第6項中「給与所得に」を「給与所得若しくは公的年金等に係る所得に」に改める。

第40条第1項中「第46条」の次に「、第50条の2第1項若しくは第2項、第50条の5」を加え、同条第2項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第43条中「第50条第1項」の次に「又は第50条の6第1項」を加え、「こととなった金額」を「ことになった金額」に改める。

第46条の見出しを「（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）」に改め、同条第1項中「本条」を「この条」に改め、同項第1号中「こえる」を「超える」に改め、同条第2項及び第3項中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改め、同条第4項中「本項」を「この項」に、「すでに」を「既に」に改める。

第47条の見出しを「（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第48条の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）」に改める。

第48条の2の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）」に改め、同条中「本条」を「この条」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第50条の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）」に改め、同条第1項中「より個人の市民税」を「より給与所得に係る特別徴収税額」に、「同条」を「同項」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第50条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第46条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第50条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者
- (2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- (3) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付

の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第46条第2項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。

3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第42条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

（特別徴収義務者）

第50条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務）

第50条の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第50条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第50条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第50条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第50条の3及び前条の規定の適用にあっては、第50条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第50条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 第50条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第50条の3中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第50条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第42条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収する

ものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第51条の見出し並びに同条第1項及び第4項中「法人等」を「法人」に改める。

第53条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「法人等」を「法人」に、「当該不足額」を「当該不足税額」に改める。

第57条第5項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法」に改め、同条第7項中「第10条の2の7」を「第10条の2の9」に改める。

第58条の2中「、同項本文」を「同項本文」に、「申告書を当該」を「申告書を、当該」に、「民法第34条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に、「幼稚園で」を「幼稚園を」に改める。

第111条第4項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法」に改める。

第131条第2項中「から第28項まで、第30項、第31項、第33項、第36項又は第37項」を「、第24項、第26項、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」に改める。

附則第2条の3の次に次の1条を加える。

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第2条の3の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附則第2条の4第3項中「第35条の7第1項」を「第35条の8第1項」に、「前2条」を「前3条」に改める。

附則第3条第3項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附則第4条第2項中「第35条の7第1項」を「第35条の7及び第35条の8第1項」に、「同項」を「第35条の7」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条第1項」とする」に改める。

附則第4条の3第2項中「第35条の7第1項」を「第35条の7及び第35条の8第1項」に、「同項」を「第35条の7」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3第1項」とする」に改め、同条第3項中「記載した申告書」を「記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「市長に提出した場合（」の次に「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第4条の4 第35条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号

若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項又は附則第15条の7第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の6第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

- (1) 第35条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第35条の6第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第35条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第35条の6第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について附則第12条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50
- (4) 前年中の所得について附則第14条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60
- (5) 前年中の所得について附則第12条の3第1項、附則第13条第1項、附則第15条第1項又は附則第15条の7第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

附則第5条第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」に改め、同条第2項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第35条の5、第35条の6、附則第4条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」を「第35条の5から第35条の7まで、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び前条の規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「、第35条の6」を「から第35条の7まで」に、「及び前条第1項」を「、附則第4条の3第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項中「第35条の7第1項」を「第35条の8第1項」に、「前2条」を「前3条」に改める。

附則第6条の3第1項中「附則第16条第1項」を「附則第15条の6第1項」に改め、同条第2項中「附則第16条第6項」を「附則第15条の8第4項」に改め、同条第3項中「附則第16条第7項」を「附則第15条の8第5項」に改め、同条第4項中「附則第16条第8項」を「附則第15条の9第1項」に、「附則第12条第25項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同条第5項中「附則第16条第11項」を「附則第15条の9第4項」に、「同条第12項」を「同条第5項」に改め、「受けようとする者は」の次に「、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に」を加え、「附則第7条第8項」を「附則第7条第7項」に改め、同項第5号及び第6号中「改修工事」を「居住安全改修工事」に改め、同項第7号中「改修工事」を「居住安全改修工事」に、「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同条に次の1項を加える。

6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第6条の4第2項中「前条」を「前条第1項から第3項まで」に改める。

附則第12条の3を次のように改める。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第34条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第4条第1項の規定は、適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第34条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の4の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第12条の4第3項第2号中「、第35条の6」を「から第35条の7まで」に、「第35条の7第1項」を「第35条の8第1項」に、「及び附則第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の4」に、「これらの規定」を「第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第13条第3項第2号中「、第35条の6」を「から第35条の7まで」に、「第35条の7第1項」を「第35条の8第1項」に、「及び附則第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の4」に、「これらの規定」を「第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第4条

の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第14条第5項第2号中「、第35条の6」を「から第35条の7まで」に、「第35条の7第1項」を「第35条の8第1項」に、「及び附則第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の4」に、「これらの規定」を「第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項」に、「とする」を「と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第15条第1項中「及び附則第15条の3」を削り、同条第2項第2号中「、第35条の6」を「から第35条の7まで」に、「第35条の7第1項」を「第35条の8第1項」に、「及び附則第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の4」に、「これらの規定」を「第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第15条の2第2項中「特定管理口座」に」の次に「係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に」を加える。

附則第15条の3を次のように改める。

第15条の3 削除

附則第15条の4の次に次の1条を加える。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)

第15条の4の2 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が第34条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(以下次条において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

附則第15条の5の見出し中「譲渡損失の」の次に「損益通算及び」を加え、同条第4項中「第1項の規定の適用」を「第4項の規定の適用」に、「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に、「附則第15条の5第3項」を「附則第15条の5第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「第1項の規定」を「第4項の規定」に、「附則第15条の5第1項」を「附則第15条の5第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項を削り、同条第1項中「附則第35条の2の6第8項」を「附則第35条の2の6第16項」に、「この条」を「この項」に、「第3項」を「第6項」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「及び附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」を加え、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第12条の3第1項及び第2項並びに附則第15条第1項の規定の適用については、附則第12条の3第1項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(附則第15条の5第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第15条第1項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(附則第15条の5第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

附則第15条の5に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の

金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第37条の2第1項の規定による申告書を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)に限り、附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき府民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第34条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第12条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額(以下)とあるのは「配当所得の金額(附則第15条の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下)とする。

附則第15条の6第1項中「附則第35条の3第11項」を「附則第35条の3第9項」に、「附則第18条の6第22項」を「附則第18条の6第17項」に改め、同条第2項中「第8項において同じ。」を削り、同条第3項中「附則第35条の3第14項」を「附則第35条の3第12項」に改め、同条第4項中「及び附則第15条の3」を削り、「、附則第15条第1項」を「同項」に改め、「と、附則第15条の3中「計算した金額(とあるのは「計算した金額(附則第15条の6第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」を削り、同条第7項及び第8項を削る。

附則第15条の7第2項第2号中「、第35条の6」を「から第35条の7まで」に、「第35条の7第1項」を「第35条の8第1項」に、「及び附則第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の4」に、「これらの規定」を「第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の7第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の7第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第15条の7の3第2項第2号中「、第35条の6」を「から第35条の7まで」に、「第35条の7第1項」を「第35条の8第1項」に、「及び附則第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の4」に、「これらの規定」を「第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の7の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の7の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の7の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同条第3項中「(平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)」及び「(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1.8)」を削り、同条第5項第2号中「、第35条の6」を「から第35条の7まで」に、「第35条の7第1項」を「第35条の8第1項」に、「及び附則第4条の3第1項」を「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の4」に、「これらの規定」を「第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の7の3第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項」に改め、「の所得割の額」の次に「と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の7の3第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の7の3第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」を加え、同条第6項中「第35条の7」を「第35条の8」に、「法第37条の3」を「法第37条の4」に改める。

附則第15条の7の4第2項中「医療費控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「医療費控除額、社会保険料控除額」を「、医療費控除額若しくは社会保険料控除額」に改める。

附則第15条の7の4の次に次の1条を加える。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第15条の7の5 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第58条の2の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。

2 第58条の2の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第58条の2中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

附則第18条中「第14項、第15項、第32項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項若しくは第49項」を「第13項、第28項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第45項若しくは第53項から第58項まで」に、「第37項」を「第31項から第33項まで」に改める。

第2条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第18条中「第58項」を「第59項」に改める。

第3条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第18条中「若しくは第53項」を「、第53項」に改め、「第59項まで」の次に「若しくは第61項」を加える。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中宮津市市税条例附則第15条の7の3の改正規定(第3項の改正規定に限る。)並びに次条第22項及び第23項の規定 平成21年1月1日

(2) 第1条中宮津市市税条例第18条、第34条、第35条の2及び第35条の7の改正規定、同条を第35条の8とする改正規定、第35条の6の改正規定、同条を第35条の7とする改正規定、第35条の5の次に1条を加える改正規定、第37条の2第1項及び第4項、第40条、第43条並びに第46条から第50条までの改正規定並びに同条の次に5条を加える改正規定並びに附則第2条の3の次に1条を加える改正規定、附則第2条の4第3項、第3条第3項、第4条第2項及び第4条の3第2項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、附則第5条第2項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。)、同条第3項の改正規定、附則第12条の4第3項、第13条第3項、第14条第5項及び第15条第2項第2号の改正規定、附則第15条の2第2項の改正規定、附則第15条の7の改正規定、附則第15条の7の3の改正規定(第3項の改正規定を除く。)、第15条の7の4の改正規定並びに次条第4項から第7項までの規定 平成21年4月1日

(3) 第1条中宮津市市税条例附則第5条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。)、附則第12条の3の改正規定、附則第15条の4の次に1条を加える改正規定、附則第15条の5の改正規定及び次条第8項から第16項までの規定 平成22年1月1日

(4) 第1条中宮津市市税条例附則第15条第1項及び第15条の3の改正規定並びに次条第17項から第21項までの規定 平成22年4月1日

(5) 第1条中宮津市市税条例第32条の2及び第58条の2の改正規定並びに同条例附則第2条の3の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条第2項の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の施行の日(平成20年12月1日)

(6) 第2条の規定 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第 号)の施行の日

(7) 第3条の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の宮津市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の宮津市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第15条の6第7項の市民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式会社については、同項及び同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3月31日」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の公布の日前」とする。
- 3 施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第15条の6第4項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第15条の3の規定の適用について」と、「同項」とあるのは「附則第15条第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第15条の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第15条の6第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする」とする。
- 4 新条例第50条の2から第50条の6までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 5 新条例第35条の6及び附則第4条の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第35条の6第1項各号に掲げる寄附金又は金額について適用する。
- 6 新条例附則第2条の3の2の規定は、租税特別措置法第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。
- 7 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第4条の4の規定の適用については、同条中「附則第12条の3第1項、附則第12条の4第1項」とあるのは「附則第12条の4第1項」と、同条第5号中「附則第12条の3第1項、附則第13条第1項」とあるのは「附則第13条第1項」とする。
- 8 新条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、旧条例附則第5条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 9 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第12条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
 - (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額
 - (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 1万8,000円
 - イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の3に相当する金額
- 10 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第12条の3第3項の規定の適用については、同項第1号中「附則第12条の3第1項」とあるのは、「附則第12条の3第1項（宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第19号）附則第2条第9項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。））」とする。
- 11 新条例附則第15条の5第1項又は第4項の規定の適用がある場合における第9項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第15条の5第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第12条の3第1項前段の規定により」とする。
- 12 新条例附則第15条の4の2の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第15項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。
- 13 市民税の所得割の納税義務者が新条例第34条第4項の規定により平成22年1月1日から同年12月31日までの期間（第15項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第4項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第15条の4の2第2項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第15項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
 - (1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を

- 受けるべき新条例附則第12条の3第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が1万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。）附則第7条第10項で定めるもの（以下この項及び第15項において「少額配当等」という。）当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
- (2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第15項において「少額配当等以外の配当等」という。）当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 14 新条例附則第15条の5の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る旧条例附則第15条の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 15 市民税の所得割の納税義務者が新条例附則第15条の5第1項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第16項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき府民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新条例附則第15条の5第2項の規定にかかわらず、新条例第34条第4項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
- (1) 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
- (2) 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 16 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第15条の5第5項の規定の適用については、同項中「並びに附則第15条第1項の規定の適用について」とあるのは「、附則第15条第1項並びに附則第15条の3の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第15条の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第15条の5第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする」とする。
- 17 市民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以前に行った旧条例附則第15条の3に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 18 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第15条の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第15条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成20年改正令附則第7条第11項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第15条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第15条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- ア 9万円
- イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

- 19 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第15条第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第19号）附則第2条第18項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。
- 20 新条例附則第15条の5第4項の規定の適用がある場合における第18項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例附則第15条の5第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 21 新条例附則第15条の6第3項の規定の適用がある場合における第18項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例附則第15条の6第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 22 新条例附則第15条の7の3第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第15条の7の3第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。
- 23 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例附則第15条の7の3第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

（法人の市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 旧条例第24条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

3 新条例第32条の規定（同条第2項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成20年度分以後の年度分の法人の市民税の均等割について適用し、旧条例第32条第2項の表第1号中法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人を含む。）で均等割のみを課されるものに対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

4 施行日から附則第1条第5号に定める日の前日までの間における新条例第32条第2項の規定の適用については、同項の表の第1号中

「ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）

オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

とあるのは、

「ウ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）

エ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に

規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第58条の2の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の法人に係る固定資産に対して課する平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成19年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年4月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第20号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第35条の2の6第7項」を「第35条の2の6第15項」に改める。

附則第7項中「第35条の3第13項」を「第35条の3第11項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

宮津市職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第13号

宮津市職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する規則（昭和42年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（給料の日割計算等）

第4条 職員が給与期間の途中において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、条例第7条第4項に定める日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合

(3) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第9号。以下「公益法人等派遣条

例」という。)第2条第1項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(5) 宮津市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年条例第1号)第2条に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

(6) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をし、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

(宮津市職員通勤手当支給規則の一部改正)

第2条 宮津市職員通勤手当支給規則(昭和33年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第13条第3号中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「同法」を「法」に改め、「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「又は」を「若しくは」に、「平成14年条例第9号)第2条」を「平成14年条例第9号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第2条第1項」に、「派遣された」を「派遣され、又は宮津市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年条例第1号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第2条に規定する自己啓発等休業をした」に改める。

第14条第2項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第15条第2項中「地方公務員法」を「法」に、「同法」を「法」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に、「又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例第2条」を「若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項」に、「派遣された」を「派遣され、又は自己啓発等休業条例第2条に規定する自己啓発等休業をした」に改める。

(宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第3条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和39年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第6号中「平成4年条例第4号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加え、同条に次の1号を加える。

(8) 宮津市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年条例第1号)第2条に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)をしている職員

第5条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第7条第2号中「第6号まで」を「第5号まで及び第8号」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第5条の3第2項に規定する職員以外の職員

第11条第2項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月17日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第14号

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則(平成10年規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1Aの項中「(単給世帯を含む。)」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯」を加え、同

表D1の項中「3,500円」を「2,000円」に改め、同表D2の項中「3,500円」を「2,000円」に、「16,000円」を「9,000円」に改め、同表D3の項中「16,000円」を「9,000円」に、「72,000円」を「40,000円」に改め、同表D4の項中「72,000円」を「40,000円」に、「126,000円」を「70,000円」に改め、同表D5の項中「126,000円」を「70,000円」に、「180,000円」を「103,000円」に改め、同表D6の項中「180,000円」を「103,000円」に、「459,000円」を「413,000円」に改め、同表D7の項中「459,000円」を「413,000円」に改め、同表備考2(2)中「及び第2項」を「、第2項及び第3項」に、「並びに第41条の19の2第1項」を「、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改め、同表備考3(1)中「に規定する配偶者のない女子」を「第17条に規定する配偶者のない者」に、「している者」を「しているもの」に改め、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」を削り、同表備考3(2)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表第1備考3(3)中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表備考4中「2人以上の児童」を「2人以上の就学前児童」に、「又は認定こども園に入所又は入園している場合」を「、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合」に改め、同表備考4(1)中「保育所、幼稚園又は認定こども園に入所又は入園している」を「当該施設等を利用している就学前」に改め、同表備考4(2)中「保育所、幼稚園又は認定こども園に入所又は入園している(1)以外の」を「当該施設等を利用している(1)以外の就学前」に改め、同表備考4(3)中「保育所、幼稚園又は認定こども園に入所又は入園している(1)及び(2)以外の」を「当該施設等を利用している(1)及び(2)以外の就学前」に改める。

別表第2備考2(2)中「及び第2項」を「、第2項及び第3項」に、「並びに第41条の19の2第1項」を「、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の規定中保育料に関する部分は、平成20年度以後の保育の実施に係る分から適用する。

告 示

宮津市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、同条2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字鶴賀無番地
氏名 北近畿タンゴ鉄道株式会社

* * *

宮津市告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字鶴賀無番地
氏名 社団法人天橋立観光協会

* * *

宮津市告示第44号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から

平成21年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字波路620番地
氏名 丹後環境保全有限会社

* * *

宮津市告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第47号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、し尿くみ取り券並びに大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第48号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 京都市下京区西七条掛越町65番地
氏名 社団法人京都府獣医師会

* * *

宮津市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 大阪市北区堂島2丁目2番2号
氏名 株式会社アイ・エム・ピー・センター

* * *

宮津市告示第50号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市嘗天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第51号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市嘗宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字漁師1775番地

氏名 宮津食品卸売協同組合 理事長 今森正己

* * *

宮津市告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

認可を行った地縁による団体

1 名称 新宮自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 各種団体との連絡調整
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

3 区域

宮津市字新宮の区域、字小寺小字赤松538番地から小字稲ヶ成624番地までの区域及び字上司小字新宮家ノ下103番地から小字赤松106番地の2までの区域

4 事務所の所在地 宮津市字新宮64番地

5 代表者の氏名及び住所

<以下揭示済>

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無 無

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

9 認可年月日 平成20年4月1日

* * *

宮津市告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

認可を行った地縁による団体

1 名 称 浜野路自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡に関すること。
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備に関すること。
- (3) 公民館等集会施設の維持管理に関すること。
- (4) 交通安全、防犯及び防火に関すること。
- (5) 土木、建設、環境衛生等生活環境の改善に関すること。
- (6) 農業、観光その他産業の振興に関すること。
- (7) 社会教育の啓発及び地域福祉の増進に関すること。
- (8) 文化財、伝統的行事等の保護伝承に関すること。
- (9) 所有する資産の維持管理及び運用に関すること。
- (10) 公園・広場・道路・用排水路・神社・墓地等の使用の一部を公共的立場から規制すること。
- (11) 各種団体との連絡調整に関すること。
- (12) その他本会の目的達成のために必要なこと。

3 区 域

次に掲げる区域

- (1) 宮津市字由良小字上良417番地から420番地まで、702番地から717番地の1まで、739番地から744番地の1まで、756番地から757番地の2まで、757番地の6、758番地の1、762番地、762番地の4、763番地の1から929番地の2まで、946番地から955番地の2まで、972番地、1090番地の1、1090番地の2、1090番地の5から1090番地の8まで、1095番地の1から1096番地まで、1099番地から1117番地まで、1118番地から1128番地の3まで、1279番地の2から1280番地の1まで、1281番地の1、1282番地から1287番地の2まで、2050番地から2055番地の3まで、2059番地の1及び2059番地の2の区域
- (2) 宮津市字由良小字浜頭1097番地の1から1098番地の7まで、1128番地の4から1272番地の3まで、1288番地から1442番地まで、1444番地の1、1444番地の2、1459番地の1から1462番地の9まで、2187番地の1、2188番地の1及び2189番地の1の区域
- (3) 宮津市字由良小字浜頭のうち222番地の2から270番地の4まで及び小字浜3891番地の2の区域
- (4) 宮津市字由良小字川端1086番地の1、1086番地の2及び1091番地の1から1094番地の1までの区域

4 事務所の所在地 宮津市字由良1203番地

5 代表者の氏名及び住所

<以下掲示済>

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無 無

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

9 認可年月日 平成20年4月1日

* * *

宮津市告示第54号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 予防接種の種類 麻しん、風しん

2 予防接種の対象者の範囲

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

第3期 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

第4期 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 妊娠していることが明らかな者
 - (5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		第1期・第2期	第3期・第4期
石井靖隆	日置診療所		
	府中診療所		
今出陽一朗	今出クリニック		
中川長雄	中川医院		
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック		
今井敏雄	浪江医院		
浪江和生			
西原寛	西原医院		
林信昌	養老診療所		
宮地高弘	宮地外科医院		
宮地道弘			
山根行雄	山根医院		
渡辺太郎	栗田診療所		
伊藤邦彦	伊藤内科医院		
岩破淳郎	いわさく診療所		
岩破順子			
岩破康二	岩破医院		
大森斎	大森内科診療所		
衣川磐	衣川整形外科医院		
木村進	木村内科クリニック		
須川典亮	須川医院		
徳山石夫	徳山医院		
鳥居剛	鳥居クリニック		
日置潤也	日置医院		
今中俊爾	伊根診療所		
細見史雄	本庄診療所		

7 予防接種を行う期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

* * *

宮津市告示第55号

平成19年4月1日付け宮津市告示第45号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び当該出納員の当該委任事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 変更した内容

	設置室	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
変更前	企画財政室	出納管理室 会計係長	企画財政室に所属する職員	私用電話使用料相当額の収納 土地建物貸付料の収納

変更後	企画財政室	出納管理室 会計係長	企画財政室に所属する職員	私用電話使用料相当額の収納 土地建物貸付料の収納
	地域振興室		地域振興室に所属する職員	宮津市まちづくり基金寄附金の収納

2 変更年月日 平成20年4月1日

* * *

宮津市告示第56号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、平成20年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第57号

宮津市公印のうち市長印凸版の電子印を作成するので、宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)第7条第2項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<略>	市長印凸版 市長名をもって発する文書 (後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書) (後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書兼特別徴収停止通知書) (後期高齢者医療仮徴収開始通知書)	平成20年4月1日

* * *

宮津市告示第58号

平成20年3月宮津市議会定例会において議決された平成19年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成20年4月7日

宮津市長 井上正嗣

平成19年度宮津市一般会計補正予算(第6号)

1 繰越明許費補正

1 追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	2 林業費	災害に強い森づくり事業	6,540
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	173,901
		大手川河川改修関連受託事業	146,255
	3 河川費	河川整備事業	6,140

平成19年度宮津市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

1 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	2 施設整備費	公共下水道施設整備事業	12,574

* * *

宮津市告示第59号

平成20年3月宮津市議会定例会において議決された平成20年度予算の要領は、次のとおりである。

平成20年4月7日

宮津市長 井上正嗣

平成20年度宮津市一般会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 市 税	2,952,163	1 議会費	159,119
1 市民税	1,056,981	1 議会費	159,119
2 固定資産税	1,601,007	2 総務費	1,549,774
3 軽自動車税	45,521	1 総務管理費	1,309,640
4 市たばこ税	123,500	2 徴税費	124,406
5 特別土地保有税	1	3 戸籍住民基本台帳費	70,975
6 入湯税	37,000	4 選挙費	12,376
7 都市計画税	88,153	5 統計調査費	11,866
2 地方譲与税	104,300	6 監査委員費	20,511
1 自動車重量譲与税	75,100	3 民生費	2,512,905
2 地方道路譲与税	26,200	1 社会福祉費	1,485,266
3 特別とん譲与税	3,000	2 児童福祉費	739,461
3 利子割交付金	19,000	3 生活保護費	287,362
1 利子割交付金	19,000	4 災害救助費	816
4 配当割交付金	13,100	4 衛生費	992,190
1 配当割交付金	13,100	1 保健衛生費	185,928
5 株式等譲渡所得割交付金	8,900	2 清掃費	779,129
1 株式等譲渡所得割交付金	8,900	3 上水道費	27,133
6 地方消費税交付金	235,800	5 労働費	3,154
1 地方消費税交付金	235,800	1 労働諸費	3,154
7 ゴルフ場利用税交付金	12,200	6 農林水産業費	358,785
1 ゴルフ場利用税交付金	12,200	1 農業費	185,970
8 自動車取得税交付金	72,800	2 林業費	41,753
1 自動車取得税交付金	72,800	3 水産業費	131,062
9 地方特例交付金	25,000	7 商工費	214,208
1 地方特例交付金	19,000	1 商工費	55,976
2 特別交付金	6,000	2 観光費	158,232
10 地方交付税	3,170,000	8 土木費	1,129,385
1 地方交付税	3,170,000	1 土木管理費	76,135
11 交通安全対策特別交付金	4,300	2 道路橋りょう費	356,569
1 交通安全対策特別交付金	4,300	3 河川費	44,388
12 分担金及び負担金	125,553	4 都市計画費	625,600
1 分担金	16,616	5 住宅費	26,693
2 負担金	108,937	9 消防費	513,052
13 使用料及び手数料	342,758	1 消防費	513,052
1 使用料	153,580	10 教育費	721,506
2 手数料	189,178	1 教育総務費	139,536
14 国庫支出金	688,899	2 小学校費	251,807
1 国庫負担金	538,266	3 中学校費	88,419
2 国庫補助金	144,586	4 幼稚園費	106,516
3 委託金	6,047	5 社会教育費	114,385
15 府支出金	640,025	6 保健体育費	20,843
1 府負担金	257,812	11 公債費	1,829,916
2 府補助金	322,155	1 公債費	1,829,916
3 委託金	60,058	12 予備費	12,068
16 財産収入	77,005	1 予備費	12,068

1 財産運用収入	25,629		
2 財産売払収入	51,376		
17 寄附金	10,030		
1 寄附金	10,030		
18 繰入金	147,525		
1 基金繰入金	146,900		
2 財産区繰入金	625		
19 繰越金	1		
1 繰越金	1		
20 諸収入	790,130		
1 延滞金、加算金及び過料	1,000		
2 市預金利子	400		
3 貸付金元利収入	528,062		
4 受託事業収入	10,000		
5 雑入	250,668		
21 市債	556,573		
1 市債	556,573		
歳入合計	9,996,062	歳出合計	9,996,062

2 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
丹後地区土地開発公社が宮津市に代わって用地取得等をするための事業資金の借入れに対する債務保証(延長)(公用及び公共用地等)	平成20年度から平成24年度まで	10,000
公用及び公共用地等取得事業費(延長)	平成20年度から平成24年度まで	10,000
丹後地区土地開発公社が宮津市に代わって用地取得等をするための事業資金の借入れに対する債務保証(延長)(公用及び公共用地等)	平成20年度から平成34年度まで	400,000
公用及び公共用地等取得事業費(延長)	平成20年度から平成34年度まで	400,000

3 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
診療所整備事業	35,000 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法によっては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
農業農村整備事業	11,100 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
水産業基盤整備事業	27,700 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	125,800 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
辺地対策事業	17,000 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
河川整備事業	36,000 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上

急傾斜地崩壊 対策事業	4,500 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
防災施設整備 事業	49,700 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
公民館整備事 業	5,200 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策	214,673 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
借換	29,900 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
計	556,573			

平成20年度宮津市土地建物造成事業特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 事業収入	187,165	1 総務費	201
1 土地建物造成事業収入	187,165	1 総務管理費	201
2 財産収入	1,519	2 事業費	3,515
1 財産運用収入	1,519	1 事業費	3,515
		3 公債費	117,340
		1 公債費	117,340
		4 予備費	67,628
		1 予備費	67,628
歳入合計	188,684	歳出合計	188,684

平成20年度宮津市国民健康保険事業特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 国民健康保険税	541,048	1 総務費	43,471
1 国民健康保険税	541,048	1 総務管理費	41,657
2 使用料及び手数料	200	2 徴税費	1,523
1 手数料	200	3 運営協議会費	291
3 国庫支出金	591,819	2 保険給付費	1,530,825
1 国庫負担金	433,900	1 療養諸費	1,392,136
2 国庫補助金	157,919	2 高額療養費	124,119
4 療養給付費等交付金	88,079	3 移送費	20
1 療養給付費等交付金	88,079	4 出産育児諸費	10,500
5 前期高齢者交付金	503,308	5 葬祭諸費	2,750
1 前期高齢者交付金	503,308	6 精神・結核医療付加金	1,300
6 府支出金	99,694	3 後期高齢者支援金等	266,271
1 府負担金	13,476	1 後期高齢者支援金等	266,271
2 府補助金	86,218	4 前期高齢者納付金等	272
7 共同事業交付金	268,767	1 前期高齢者納付金等	272
1 共同事業交付金	268,767	5 老人保健拠出金	47,692
8 財産収入	40	1 老人保健拠出金	47,692
1 財産運用収入	40	6 介護納付金	122,467
9 繰入金	210,135	1 介護納付金	122,467
1 他会計繰入金	110,135	7 共同事業拠出金	268,783

2 基金繰入金	100,000	1 共同事業拠出金	268,783
10 繰越金	30,000	8 保健事業費	49,048
1 繰越金	30,000	1 特定健康診査等事業費	25,753
11 諸収入	2,155	2 保健事業費	23,295
1 延滞金、加算金及び過料	2	9 公債費	1
2 預金利子	1	1 公債費	1
3 雑入	2,152	10 諸支出金	1,603
		1 償還金及び還付加算金	1,602
		2 延滞金	1
		11 予備費	4,812
		1 予備費	4,812
歳入合計	2,335,245	歳出合計	2,335,245

平成20年度宮津市老人保健医療特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 支払基金交付金	146,685	1 医療諸費	281,908
1 支払基金交付金	146,685	1 医療諸費	281,908
2 国庫支出金	89,945	2 諸支出金	1
1 国庫負担金	89,945	1 償還金	1
3 府支出金	22,487		
1 府負担金	22,487		
4 繰入金	22,487		
1 一般会計繰入金	22,487		
5 繰越金	1		
1 繰越金	1		
6 諸収入	304		
1 延滞金、加算金及び過料	2		
2 雑入	302		
歳入合計	281,909	歳出合計	281,909

平成20年度宮津市後期高齢者医療特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 保険料	226,134	1 総務費	6,439
1 後期高齢者医療保険料	226,134	1 総務管理費	5,663
2 使用料及び手数料	10	2 徴収費	776
1 手数料	10	2 後期高齢者医療広域連合納付金	279,067
3 繰入金	59,360	1 後期高齢者医療広域連合納付金	279,067
1 一般会計繰入金	59,360		
4 諸収入	2		
1 延滞金、加算金及び過料	1		
2 雑入	1		
歳入合計	285,506	歳出合計	285,506

平成20年度宮津市介護保険事業特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額

1 保険料	334,684	1 総務費	64,481
1 介護保険料	334,684	1 総務管理費	42,271
2 使用料及び手数料	21	2 徴収費	732
1 手数料	21	3 介護認定審査会費	21,478
3 国庫支出金	501,551	2 保険給付費	1,931,326
1 国庫負担金	336,839	1 介護サービス等諸費	1,688,481
2 国庫補助金	164,712	2 介護予防サービス等諸費	99,613
4 支払基金交付金	602,275	3 高額介護サービス等費	31,092
1 支払基金交付金	602,275	4 特定入所者介護サービス等費	112,140
5 府支出金	299,036	3 財政安定化基金拠出金	1,978
1 府負担金	290,841	1 財政安定化基金拠出金	1,978
2 府補助金	8,195	4 地域支援事業費	44,863
6 繰入金	314,065	1 介護予防事業費	11,498
1 一般会計繰入金	314,065	2 包括的支援事業・任意事業費	33,365
7 繰越金	20,000	5 公債費	15,410
1 繰越金	20,000	1 公債費	1
8 諸収入	7	2 財政安定化基金償還金	15,409
1 延滞金、加算金及び過料	3	6 諸支出金	252
2 預金利子	1	1 延滞金	1
3 雑入	3	2 償還金及び還付加算金	251
		7 予備費	13,329
		1 予備費	13,329
歳入合計	2,071,639	歳出合計	2,071,639

平成20年度宮津市介護予防支援事業特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
1 サービス収入	9,157	1 総務費	5,157
1 予防給付費収入	9,157	1 総務管理費	5,157
2 繰越金	5,000	2 事業費	6,044
1 繰越金	5,000	1 介護予防支援事業費	6,044
3 諸収入	1	3 予備費	2,957
1 雑入	1	1 予備費	2,957
歳入合計	14,158	歳出合計	14,158

平成20年度宮津市簡易水道事業特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
1 分担金及び負担金	478	1 総務費	3,325
1 負担金	478	1 総務管理費	3,325
2 事業収入	106,927	2 事業費	243,054
1 事業収入	106,766	1 維持管理費	74,842
2 手数料	161	2 拡張改良費	168,212
3 国庫支出金	55,640	3 公債費	54,281
1 国庫補助金	55,640	1 公債費	54,281
4 府支出金	492	4 予備費	290
1 府補助金	492	1 予備費	290
5 財産収入	1		

1 財産売払収入	1		
6 繰入金	27,100		
1 一般会計繰入金	27,100		
7 繰越金	10		
1 繰越金	10		
8 諸収入	1,402		
1 延滞金、加算金及び過料	1		
2 預金利子	1		
3 雑入	1,400		
9 市債	108,900		
1 市債	108,900		
歳入合計	300,950	歳出合計	300,950

2 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	108,900 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法によっては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成20年度宮津市下水道事業特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 分担金及び負担金	28,452	1 総務費	25,359
1 負担金	28,452	1 総務管理費	25,359
2 使用料及び手数料	260,463	2 事業費	996,956
1 使用料	259,769	1 維持管理費	274,163
2 手数料	694	2 施設整備費	722,793
3 国庫支出金	270,000	3 公債費	957,871
1 国庫補助金	270,000	1 公債費	957,871
4 繰入金	517,748	4 繰上充用金	607,414
1 一般会計繰入金	515,000	1 繰上充用金	607,414
2 他会計繰入金	2,748	5 予備費	925
5 繰越金	10	1 予備費	925
1 繰越金	10		
6 諸収入	37,552		
1 延滞金、加算金及び過料	1		
2 預金利子	1		
3 雑入	37,550		
7 市債	1,474,300		
1 市債	1,474,300		
歳入合計	2,588,525	歳出合計	2,588,525

2 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
-------	-----	-------	----	-------

公共下水道事業	474,900 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	184,000 (ただし書同上)	同上	同上	同上
借換	273,000 (ただし書同上)	同上	同上	同上
計	931,900			

平成20年度宮津市休日応急診療所事業特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 診療収入	12,000	1 休日応急診療所費	16,568
1 診療収入	12,000	1 診療所費	16,568
2 使用料及び手数料	1	2 公債費	2,563
1 手数料	1	1 公債費	2,563
3 繰入金	2,523	3 予備費	77
1 一般会計繰入金	2,523	1 予備費	77
4 繰越金	1,000		
1 繰越金	1,000		
5 諸収入	3,684		
1 雑入	3,684		
歳入合計	19,208	歳出合計	19,208

平成20年度宮津市上宮津財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 財産収入	1,020	1 総務費	2,184
1 財産運用収入	1,020	1 総務管理費	2,184
2 繰入金	218	2 造林事業費	5,354
1 一般会計繰入金	218	1 造林事業費	5,354
3 繰越金	400	3 予備費	189
1 繰越金	400	1 予備費	189
4 諸収入	6,089		
1 預金利子	1		
2 受託事業収入	5,137		
3 雑入	951		
歳入合計	7,727	歳出合計	7,727

平成20年度宮津市由良財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 財産収入	91	1 総務費	94

1 財産運用収入	91	1 総務管理費	94
2 繰越金	200	2 予備費	198
1 繰越金	200	1 予備費	198
3 諸収入	1		
1 預金利子	1		
歳入合計	292	歳出合計	292

平成20年度宮津市栗田財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 財産収入	333	1 総務費	574
1 財産運用収入	333	1 総務管理費	574
2 繰越金	400	2 造林事業費	1,126
1 繰越金	400	1 造林事業費	1,126
3 諸収入	1,081	3 予備費	114
1 預金利子	1	1 予備費	114
2 受託事業収入	1,080		
歳入合計	1,814	歳出合計	1,814

平成20年度宮津市吉津財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 府支出金	86	1 総務費	702
1 府補助金	86	1 総務管理費	702
2 財産収入	622	2 造林事業費	546
1 財産運用収入	622	1 造林事業費	546
3 繰越金	800	3 予備費	261
1 繰越金	800	1 予備費	261
4 諸収入	1		
1 預金利子	1		
歳入合計	1,509	歳出合計	1,509

平成20年度宮津市世屋財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 財産収入	47	1 総務費	158
1 財産運用収入	47	1 総務管理費	158
2 繰越金	100	2 予備費	35
1 繰越金	100	1 予備費	35
3 諸収入	46		
1 預金利子	1		
2 雑入	45		
歳入合計	193	歳出合計	193

平成20年度宮津市養老財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額

1 財産収入	295	1 総務費	620
1 財産運用収入	295	1 総務管理費	620
2 繰越金	500	2 予備費	212
1 繰越金	500	1 予備費	212
3 諸収入	37		
1 預金利子	1		
2 雑入	36		
歳入合計	832	歳出合計	832

平成20年度宮津市日ヶ谷財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 財産収入	53	1 総務費	81
1 財産運用収入	53	1 総務管理費	81
2 繰越金	40	2 予備費	13
1 繰越金	40	1 予備費	13
3 諸収入	1		
1 預金利子	1		
歳入合計	94	歳出合計	94

平成20年度宮津市水道事業会計予算

1 収益的収入及び支出 (単位：千円)

収 入		支 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 水道事業収益	345,037	1 水道事業費用	340,696
1 営業収益	312,639	1 営業費用	277,333
2 営業外収益	9,704	2 営業外費用	55,362
3 特別利益	22,694	3 特別損失	1
		4 予備費	8,000

2 資本的収入及び支出 (単位：千円)

収 入		支 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 資本的収入	231,742	1 資本的支出	331,667
1 企業債	128,100	1 建設改良費	262,366
2 負担金	2,127	2 企業債償還金	68,301
3 その他資本的収入	101,515	3 予備費	1,000

3 企業債 (単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
配水施設等整備事業	128,100 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法によっては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

* * *

宮津市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 溝尻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
＜以下揭示済＞
- 3 変更年月日 平成20年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成20年4月8日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
＜以下揭示済＞
- 3 変更年月日 平成20年3月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成20年4月10日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年3月30日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中津自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
＜以下揭示済＞
- 3 変更年月日 平成20年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成20年4月10日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年5月10日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 島陰自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
＜以下揭示済＞
- 3 変更年月日 平成20年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成20年4月10日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第64号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により告示する。

平成20年4月14日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 1 期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
 - 1 期追加 1 期初回接種(3回)後12~18月経過し、生後90月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1 期初回 20日から56日までの間隔を以て3回接種
1 期追加 1 期初回(3回)接種後12月から18月までに1回接種
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接 種 期 日	
平成20年4月17日(木)	平成20年10月14日(火)
平成20年5月8日(木)	平成20年11月4日(火)
平成20年5月29日(木)	平成20年11月26日(水)
平成20年6月19日(木)	平成20年12月18日(木)
平成20年7月15日(火)	平成21年1月9日(金)
平成20年8月5日(火)	平成21年2月3日(火)
平成20年8月27日(水)	平成21年2月26日(木)
平成20年9月18日(木)	平成21年3月19日(木)

- 7 予防接種を行う場所 宮津市保健センター

* * *

宮津市告示第65号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により告示する。

平成20年4月14日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 結核
- 2 予防接種の対象者の範囲

生後6月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - (5) 不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接 種 期 日

平成20年4月16日(水)	平成20年10月15日(水)
平成20年5月21日(水)	平成20年11月19日(水)
平成20年6月18日(水)	平成20年12月17日(水)
平成20年7月16日(水)	平成21年1月21日(水)
平成20年8月20日(水)	平成21年2月18日(水)
平成20年9月17日(水)	平成21年3月18日(水)

7 予防接種を行う場所 宮津市保健センター

* * *

宮津市告示第66号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
<以下揭示済>
- 3 変更年月日 平成20年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成20年4月15日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第67号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成15年5月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
<以下揭示済>
- 3 変更年月日 平成20年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成20年4月15日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第68号

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の6第2項の規定により、宮津市森林整備計画を変更した。なお、当該計画は平成20年4月1日にその効力を生じるものとし、宮津市産業振興室(別館3階)において縦覧に供する。

平成20年4月17日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第69号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則(平成9年規則第3号)第16条の規定により告示する。

平成20年4月23日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第99号

- (1) 名称 小牧配管所
- (2) 所在地 京丹後市大宮町口大野75番地の5
- (3) 代表者 小牧 寛
- (4) 指定期間 平成20年4月23日～平成24年12月31日

* * *

宮津市告示第70号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成20年4月23日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第100号

- (1) 名称 下野住工
- (2) 所在地 京丹後市大宮町口大野1743番地の5
- (3) 代表者 下野 豊
- (4) 指定期間 平成20年4月23日～平成24年12月31日

* * *

宮津市告示第71号

宮津市公印のうち、市長印（戸籍、住民票、印鑑登録等に関する証明専用）を次のとおり改刻したので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第5条第2項の規定により告示する。

平成20年4月24日

宮津市長 井上正嗣

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<略>	市長印 戸籍、住民票、印鑑登録等に関する証明専用	平成20年5月1日

* * *

宮津市告示第72号

宮津会館条例（平成17年条例第32号）第5条第2項の規定により、宮津会館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津会館条例施行規則（昭和63年規則第7号）第6条第3項の規定により告示する。

平成20年4月30日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

宮津会館練習利用料金

平日の創作活動等練習に使用する場合

施設	区分	使用単位	利用料金
大ホール	平日	全日	10,490円
		半日	4,320円
		夜間	6,000円
ホワイエ (1階又は2階)	平日	全日	2,640円
		半日	1,060円
		夜間	1,440円
ホワイエ (全階)	平日	全日	3,490円
		半日	1,440円
		夜間	1,920円

備考

- 1 「全日」とは、午前9時から午後9時までの間、「半日」とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までの間、「夜間」とは、午後5時から午後9時までの間をいう。
- 2 大ホールについては、舞台及び楽屋の利用に限定し、客席の利用はしない。
- 3 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 4 練習については、申込日から1週間以内に本番としての利用が無い場合に限る。

付属設備練習利用料金

平日の創作活動等練習に使用する場合

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	グランドピアノ	1台	2,200円	
	平台	一式	200円	
	奏者譜面台	1台	20円	

照明設備	照明基本セット (ボーダーライト)	1列	無料	
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー ステージスピーカー フロントスピーカー
	反射板装置	一式	1,000円	

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。

- 2 適用年月日
平成20年5月1日

公 告

宮津市公告第22号

次のとおり都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告します。

なお、関係図書は、宮津市建設室都市整備係（本館南棟3階）において縦覧に供します。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 都市公園の名称 日置ふれあい公園
- 2 位 置 宮津市字日置
- 3 供 用 区 域 別紙図面のとおり
- 4 供用開始の期日 平成20年4月1日

* * *

宮津市公告第23号

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により、消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴するので、次のとおり公告します。

平成20年4月1日

宮津市長 井上正嗣

場 所	吹 鳴 日 時	出 場 車 両
宮津市字上司地内	平成20年4月13日 午前9時30分ごろ	17台

* * *

宮津市公告第24号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成20年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成20年4月15日

宮津市長 井上正嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日
平成20年4月15日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業振興室（別館3階）

水 道 企 業

《告 示》

宮津市水道告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行

令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。
平成20年4月1日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者
< 以下揭示済 >

* * *

宮津市水道告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。
平成20年4月1日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者
< 以下揭示済 >

* * *

宮津市水道告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。
平成20年4月1日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者
< 以下揭示済 >

* * *

宮津市水道告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。
平成20年4月1日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者
< 以下揭示済 >

* * *

宮津市水道告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。
平成20年4月1日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者
< 以下揭示済 >

* * *

宮津市水道告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。
平成20年4月1日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者
< 以下揭示済 >

* * *

宮津市水道告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市水道告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市水道告示第11号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市水道告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成20年4月1日から平成21年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成20年4月1日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市水道告示第13号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成20年4月23日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S07094号

- (1) 名称 北都ホーム
- (2) 所在地 宮津市字漁師1637番地
- (3) 代表者 本田 稔

* * *

宮津市水道告示第14号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成20年4月23日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S07095号

- (1) 名称 小牧配管所
- (2) 所在地 京丹後市大宮町口大野75番地の5
- (3) 代表者 小牧 寛

* * *

宮津市水道告示第15号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成20年4月23日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S07096号

- (1) 名称 三幸ガス株式会社
- (2) 所在地 宮津市字本町824番地
- (3) 代表者 代表取締役 土井 和也

* * *

宮津市水道告示第16号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成20年4月23日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S07097号

- (1) 名称 下野住工
- (2) 所在地 京丹後市大宮町口大野1743番地の5
- (3) 代表者 下野 豊

教育委員会

《規則》

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月21日

宮津市教育委員会
委員長 上羽 堅一

宮津市教育委員会規則第2号

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則（平成3年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

1 小学校の項の表に備考として次のように加える。

備考 この表の通学区域表示における自治会は、地縁により構成される住民組織としての自治会による表示とする。この場合における当該自治会以外の自治会であるマリントピアオーナーズ自治会に係る通学区域の取扱いについては、その構成員ごとに、当該構成員の居住地を包括すると認められる自治会をその構成員の通学区域を示す自治会として取り扱うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

* * *

宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月21日

宮津市教育委員会
委員長 上羽 堅一

宮津市教育委員会規則第3号

宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和63年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

「第2章 学期、休業日等」を「第2章 学年、学期、休業日等」に改める。

第2条を次のように改める。

（学年及び学期）

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年を分けて、次の3学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号から第6号までの規定にかかわらず、校長は、教育委員会の承認を得て、休業日を別に定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

* * *

《告 示》

宮津市教育委員会告示第5号

平成20年4回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成20年4月7日

宮津市教育委員会

委員長 上 羽 堅 一

1 日 時 平成20年4月21日（月）午前10時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第6号

みやづ歴史の館条例（平成17年条例第60号）第5条第2項の規定により、みやづ歴史の館文化ホールの利用料金を次のとおり承認したので、みやづ歴史の館条例施行規則（平成12年教委規則第15号）第6条第3項の規定により告示する。

平成20年4月30日

宮津市教育委員会

委員長 上 羽 堅 一

1 利用料金

歴史の館文化ホール練習利用料金

平日の創作活動等練習に使用する場合

区 分		使用単位	利用料金
文化ホール	平 日	全日（12H）	3,710円
		半日（4H）	1,560円
		夜間（4H）	2,160円

備考

1 「全日」とは、午前9時から午後9時までの間、「半日」とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までの間、「夜間」とは、午後5時から午後9時までの間をいう。

2 文化ホールは、楽屋を含む。

3 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。

4 練習については、申込日から1週間以内に本番としての利用が無い場合に限る。

付属設備練習利用料金

平日の創作活動等練習に使用する場合

区 分	品 名	単 位	利用料金	備 考
舞台設備	グランドピアノ	1台	1,800円	
	平台	一式	200円	
	奏者譜面台	1台	20円	

照明設備	照明基本セット	1列	無料	ボーダーライト1列
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク2本(有線) マイクスタンド2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー

備考 利用料金の区分は、午前、午後及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。

2 適用年月日

平成20年5月1日

* * *

《訓令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第2号

庁中一般
各教育機関

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月21日

宮津市教育委員会

教育長 横山光彦

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する規程

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程（昭和57年教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

附則

この規程は、平成20年4月21日から施行する。

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法に基づいて行う公職の選挙における投票区を次のように定める。

平成20年4月1日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾美智子

投票区	区 域
第1投票区	本町、魚屋、新浜、柳縄手、島崎の各自治会及び字浜町
第2投票区	宮本、万町、京街道、大久保、金屋谷の各自治会
第3投票区	亀ヶ丘、松ヶ岡、池ノ谷、白柏の各自治会
第4投票区	浪花、漁師町、日吉、杉末の各自治会
第5投票区	鶴賀、城内の各自治会
第6投票区	城南、滝馬、百合が丘、福田、宮村上の各自治会
第7投票区	城東、宮村、辻町、旭が丘、第2旭が丘の各自治会
第8投票区	惣、東国名賀、皆原、山中、西波路、波路町、波路、東波路、府営東波路団地、獅子崎、つつじが丘、問屋町、ゲンゼの各自治会
第9投票区	小田自治会のうち、1区及び2区
第10投票区	小田（1区及び2区を除く。）、喜多、今福、天神、鳥が尾、松縄手の各自治会
第11投票区	新宮、脇、中村、小寺の各自治会

第12投票区	上司、中津、銀丘の各自治会
第13投票区	小田宿野、島陰、鏡ヶ浦の各自治会
第14投票区	田井、矢原、獅子の各自治会
第15投票区	須津、夕ヶ丘、浜垣、宝山の各自治会
第16投票区	文珠自治会
第17投票区	江尻、天橋、難波野、大垣の各自治会及び字成相寺
第18投票区	中野、小松、溝尻、国分の各自治会
第19投票区	浜自治会
第20投票区	上自治会
第21投票区	下世屋、松尾の各自治会
第22投票区	木子、上世屋の各自治会
第23投票区	畑自治会
第24投票区	大島、岩ヶ鼻、外垣、長江の各自治会
第25投票区	田原自治会
第26投票区	中波見、梅ヶ谷、奥波見の各自治会
第27投票区	里波見自治会
第28投票区	立、大西の各自治会
第29投票区	厚垣、落山、藪田の各自治会
第30投票区	脇、宮本、浜野路、港、下石浦、上石浦の各自治会

備考 この表の区域表示における自治会は、地縁により構成される住民組織としての自治会による表示とする。この場合における当該自治会以外の自治会であるマリントピアオーナーズ自治会に係る投票区の取扱いについては、その構成員ごとに、当該構成員の居住地を包括すると認められる自治会をその構成員の区域を示す自治会として取り扱うものとする。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 平成18年選管告示第44号は、廃止する。

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第4号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成20年4月4日

宮津市農業委員会
会長 猪 俣 寛

- 1 日 時 平成20年4月11日(金) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
 - 議第11号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
 - 議第12号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
 - 議第13号 非農地証明について